

山形県、株式会社クボタ及び株式会社南東北クボタとの 農業DXに係る包括連携協定書

山形県（以下「甲」という。）、株式会社クボタ（以下「乙」という。）及び株式会社南東北クボタ（以下「丙」という。）は、相互の資源、知見及び技術を活用し、山形県の農業におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「農業DX」という。）の推進を図るため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協働し、農業DXに係る「新技術開発」「農業データの利活用」「技術の実証・普及」「人材育成」を推進することで、生産性向上、環境負荷低減、担い手確保及び地域課題の解決を図り、山形県農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- （1）農業機械、営農支援システム及び関連サービスを活用した生産性向上と新技術の研究開発に関すること。
- （2）農業データ（作業、気象、土壌、生育、収量等）の利活用及びデータ連携基盤の構築に関すること。
- （3）スマート農業技術（AI、IoT、ロボット、データ分析等）の実証及び普及に関すること。
- （4）地域特性に応じた農業DXモデルの構築及び横展開に関すること。
- （5）農業DXに係る人材育成、研修に関すること。
- （6）その他上記に関連する事項で、甲、乙及び丙が必要と認めること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上、決定する。

3 乙又は丙は、第1項に定める連携事項に係る取組みの一部を、甲と協議の上、乙又は丙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲、乙又は丙が、本協定に関連して他の当事者から開示を受けた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年4月1日から協定締結の日までの甲、乙及び丙による農業DXに係る取組みは、本協定に基づく取組みとして扱う。また、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから申出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、有効期間が満了する1か月前までに書面によって相手方に通知することで、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和8年9月7日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村 美栄子

乙：大阪府大阪市北区大深町5番54号
グラングリーン大阪 南館 パークタワー

株式会社クボタ

代表取締役社長 CEO

花田 晋吾

丙：宮城県名取市田高字原182番1号

株式会社南東北クボタ

代表取締役社長

富田 健一